

# 給水工事の手引き

## 【給水装置工事の施工】

安芸市給水条例～抜粋～

(工事の施行)

第8条 給水装置の新設等の工事(以下「工事」という。)は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、市長又は指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合において、市長は、前条の申込みをした者に対し、当該工事に係る利害関係人の同意書等の提出をさせることができる。

(構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合したものでなければならない。

## 【給水装置工事種別】

工事種別	工事内容
新設工事	水道本管、既設給水管より新たに取出しを行い、メーターボックスを設置する工事
全面改造	既存のメーターボックス以降、新築などで内線工事を全面行うもの
撤去工事	メーターボックスを廃止し、給水管を取り除く工事 (跡地利用が決まっていない場合はその限りでない)
その他工事	全面改造ではない改造工事や既存のメーターボックス以降で仮設工事を行うものなど

## 【新設分担金】

量水器の口径	新設分担金(税抜)
13ミリメートル	30,000円
20ミリメートル	60,000円
25ミリメートル	100,000円
30ミリメートル	150,000円
40ミリメートル	300,000円
50ミリメートル	600,000円
75ミリメートル	1,600,000円
100ミリメートル	3,000,000円

※増径工事申込者から徴収する新設分担金は、新口径に係る新設分担金と旧口径に係る新設分担金との差額とする。

【設計審査及び竣工検査手数料】

新設工事 又は 全面改造	メーター口径 20mm 以下のもの	6,000 円
	メーター口径 20mm を超え 40mm 以下のもの	10,000 円
	メーター口径 40mm を超えるもの	30,000 円
撤去工事 又は その他工事	メーター口径 20mm 以下のもの	3,000 円
	メーター口径 20mm を超え 40mm 以下のもの	5,000 円
	メーター口径 40mm を超えるもの	15,000 円





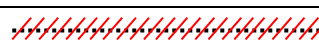
【メーター口径別取付栓数】

口径	水栓（器具）数	口径	水栓（器具）数
13mm	6	30mm	45
20mm	15	40mm	90
25mm	22	50mm	150

【製図】

給水装置の設計に用いる図面は、誰でも容易に全貌を知ることができるように統一された文字、記号等を用い、適切な平面図、立面図を正確、明瞭に書かなければならない。

- (1)一見して工事の全貌を知ることができること。
- (2)正確かつ簡単明瞭であること。
- (3)表示線は、以下に掲げるとおりとする。

管種	線種	線色
新設給水管	赤色の実線	
既設管	黒色の破線	
給湯管	青色の実線	
井戸管	緑色の実線	
撤去管	赤色の斜線	

- (4)平面図及び立面図には、各種使用材料の名称、口径、延長を明記すること。

【取出し（分岐）について】

- ・本管からの分岐口径は、原則、本管口径の半分以下とする。
- ・送水管、異形管から分岐してはならない。
- ・他の分岐位置との距離は次のとおりとする。
  - ①サドル分水栓の場合      50cm（30cm）以上
  - ②割 T 字管の場合      50cm 以上
  - ③管継手類からの距離      50cm 以上      ※（ ）は最小値
- ・分岐部 2 次側は可とう性能を有したものとすること（ろくろ継手等）。
- ・サドル分水栓は、JWWA-B-117 A 形 同等品を使用する。
- ・分岐箇所は、防食フィルムまたはポリエチレンスリーブで被覆すること。
- ・撤去工事及び新設工事の給水分岐部の施工状況については写真検査を行う。

撤去状況（キャップ止め等）、掘削・埋戻し状況、分岐部状況、舗装復旧、分岐部から止水栓までの水圧確認（0.75Mpa 1 分間）の写真を提出すること。

## 【外線工事について】

- ・市道・県道・国道等の道路掘削・占用を行う場合は、所轄道路管理者と事前協議を行い、所轄道路管理者及び所轄警察長に申請を行う。
- ・道路部分に使用する管種は、管理者が指定したものをを使用すること。
- ・道路復旧は、道路管理者が指定した条件で行うこと。
- ・他の埋設物及び構造物に近接する場合は、その間隔を原則として **30cm** 以上確保すること。
- ・溝、開渠等の水路を横断して布設する場合は、原則として水路の下に伏越し施工すること。  
ただし、伏越し施工が困難な場合は、関係官公署の許可を得たうえで、高水位以上の高さで、流水断面を阻害せず、両端を固定するとともに、垂直下部に伸縮継手を用いること。
- ・露出管、浅層埋設箇所等の施工
  - ①  $\phi 13\sim\phi 25$  : 管路に V-LP のサヤ管、または V-LP 管 (SGP-VB) に防食テープ巻き、継手には SK 等抜止付を使用すること。
  - ②  $\phi 30$  : V-LP 管 (SGP-VB) に防食テープ巻き、継手には SK 等抜止付を使用すること。
  - ③  $\phi 40\sim\phi 50$  : V-LP 管 (SGP-VB) に防食テープ巻き、継手には鋳鉄製のメカ形抜止付を使用すること。
  - ④  $\phi 75$  以上 : DCIP (K 形以上) で特押付き、埋設管路にはポリエチレンスリーブ巻きで施工する。
  - ⑤凍結の恐れがある箇所については、保温材を巻く等の措置をとること。
- ・マンションやアパート等、分岐口径  $\phi 40$  以上の施工
  - ①配水用ポリエチレンパイプ、ゴム輪形 HIVP (離脱防止金具あり) 等、耐震性能を有したものをを使用すること。
  - ②曲管等の継手類は鋳鉄製のメカ形等、耐震性能を有したものをを使用すること。
  - ③各戸メーターへの枝管分岐は、サドル分水栓を使用すること。
  - ④管末に布設管路と同口径のドレンを設置すること。

## 【第 1 止水について】

- ・本管から民地までの管延長が **5m** 以上となる場合は、路上に第 1 止水 (元バルブ) を設置すること。
- ・本管からメーターまでの管延長が **5m** 以上となる場合は、民地へ入ってすぐの場所に第 1 止水を設置すること。
- ・バルブ材質
  - $\phi 40$  以下バルブ : ゲート弁 (耐圧 1.0Mpa、鉛レス)、バルブソケット (メタル入り)、バルブボックス : ダイモン VSR-1 同等品
  - $\phi 50$  以上バルブ : ソフトシール仕切弁 (開度計付)、バルブボックス : 日之出産業レジンコンクリート製同等品

## 【メーターボックス及び止水栓について】

- ・原則として、メーター位置は民地へ入ってすぐの場所に設置すること。
- ・メーターボックスは、基本的には FRP 製、車が通行する近辺は FCD 製を使用すること。
- ・止水栓は、副栓付伸縮止水栓 (横型 (平行型) タイプ及び縦型 (アングル型) タイプ) を使用すること。
- ・止水栓の 1 次側には伸縮・可とう継手 (ろくろ継手) を使用すること。

## 【クロスコネクション防止】

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。

給水装置と接続されやすい水管を例示すると、次のとおりである。

- (1)井戸水、工業用水、再生利用水の配管
- (2)貯水槽水道以下の装置の配管
- (3)プール、浴場等の循環用の配管
- (4)水道水以外の給湯配管、スプリンクラー配管
- (5)ポンプの呼び水配管
- (6)冷凍機の冷却水配管
- (7)雨水管、排水管等

※井戸水から上水道への切替を行う場合は、クロスコネクションになっていないことが確認できるよ  
う、切り離し箇所を申請図に明記し、完成時に写真を提出すること。

※クロスコネクション：給水装置（給水管）が水道以外の管と直接連結されていること。

#### 【竣工検査】

- ・申請書の変更

竣工検査前に申請書、図面の変更を行い、申請書、図面及び写真にて検査を行う。

- ・水圧検査

- ①分岐部からメーターまでは、布設工事時の水圧テスト（0.75MPa 1分間）の写真で確認する。
- ②第1止水設置の場合は、第1止水からメーターまで水圧（0.75MPa 1分間）をかけて、漏水の有無を確認する。
- ③メーター下流側については、竣工した給水装置に原則として水圧（1.75Mpa 1分間）をかけて、漏水の有無を確認する。ただし、口径φ50以上で仕切弁等を使用し、1.75MPaをかけることができない場合は、0.75MPaとする。

- ④通常時の水圧を確認する。

- ・器具等の取付状態を検査する。
- ・残留塩素 0.1ppm 以上を保持しているかを検査する。